様式第五、様式第十四及び様式第十四の二を次のように改める。

様式第５（第２条関係）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】　意匠法第17条の３第１項に規定する意匠登録出願
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】
　【手続補正書提出日】
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　　1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】
〔備考〕
１　「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇―〇〇〇〇〇〇」、「【手続補正書提出日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び意匠法第17条の２第１項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。
２　その他は、様式第２の備考並びに様式第３の備考２及び３と同様とする。

様式第14（第15条関係）

【書類名】　手続補正書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
　（特許庁審査官　　殿）
　（特許庁審判長　　殿）
【事件の表示】
　【出願番号】
【補正をする者】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【発送番号】
【手続補正１】
　【補正対象書類名】
　【補正対象項目名】
　【補正方法】
　【補正の内容】
【手数料補正】
　【補正対象書類名】
　（【予納台帳番号】）
　【納付金額】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
〔備考〕
１　「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
２　「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。国際登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の国際登録出願」のように出願の年月日を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に意匠登録出願の番号を記載する。
３　「【補正をする者】」の欄の「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」に国際登録出願の出願人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載するときは、国際登録出願に記載された文字と同一の文字を記載する。